

第161号議案

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

人事院勧告に準じて、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」との右に「100分の125」とあるのは「100分の70」とを加える。

第31条第2項第1号中「100分の100」を「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600

14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400

49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	

84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,300			
95		296,200	344,100	382,600			
96		296,600	344,500	382,900			
97		296,800	344,700	383,200			
98		297,100	345,100	383,500			
99		297,500	345,500	383,800			
100		297,900	345,800	384,100			
101		298,100	346,100	384,400			
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000	351,500				
115		302,300	352,000				
116		302,700	352,500				
117		302,900	353,000				
118		303,100	353,500				

	119		303,400	354,000				
	120		303,700	354,500				
	121		304,100	355,000				
	122		304,300	355,500				
	123		304,600	356,000				
	124		304,900	356,500				
	125		305,200	357,000				
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900
	2	267,200	349,600	409,600
	3	269,600	352,400	412,100
	4	272,000	355,300	414,700
	5	274,100	357,800	417,100
	6	277,600	360,800	419,100
	7	281,100	363,800	420,900
	8	284,500	366,600	422,800
	9	288,100	368,700	424,600
	10	291,600	371,200	427,300
	11	295,200	373,900	429,800
	12	298,700	376,400	432,200
	13	302,200	379,100	434,400
	14	306,100	382,500	436,900
15	310,000	385,500	438,900	

16	313,600	388,800	441,000
17	317,200	391,800	443,000
18	320,700	394,400	445,200
19	324,200	396,800	447,400
20	327,700	399,300	449,500
21	331,300	401,900	450,900
22	335,000	403,900	453,300
23	338,400	405,500	455,600
24	341,700	407,100	457,800
25	345,000	408,800	459,800
26	347,500	411,000	462,100
27	350,000	413,100	464,300
28	352,300	415,100	466,600
29	354,400	417,200	468,700
30	356,100	419,300	470,900
31	357,800	420,900	473,200
32	359,600	422,600	475,300
33	361,500	424,500	477,100
34	363,700	426,000	479,200
35	365,800	427,800	481,300
36	367,800	429,600	483,300
37	369,700	431,500	485,400
38	371,900	433,500	487,100
39	374,000	435,300	488,900
40	376,000	437,200	490,700
41	378,000	439,000	492,300
42	378,700	440,700	494,100
43	379,300	442,400	495,900
44	380,000	444,200	497,500
45	380,900	446,000	498,900
46	382,200	447,800	500,600
47	383,500	449,500	502,400
48	384,800	451,200	504,100
49	385,600	452,800	505,600
50	386,400	454,500	506,900

	51	387,200	456,200	508,200
	52	387,700	457,900	509,500
	53	388,500	459,800	510,500
	54	389,300	461,000	511,800
	55	390,000	462,200	513,100
	56	390,700	463,400	514,400
	57	391,400	464,400	515,400
	58	392,300	465,400	516,200
	59	393,000	466,300	517,000
	60	393,600	467,100	517,800
	61	394,100	467,900	518,700
	62	394,600	468,600	519,500
	63	395,000	469,300	520,400
	64	395,400	469,900	521,200
	65	395,700	470,600	522,100
	66		471,300	523,000
	67		471,900	523,700
	68		472,500	524,600
	69		472,800	525,500
	70		473,400	526,300
	71		474,100	527,200
	72		474,800	528,100
	73		475,200	528,900
	74		475,800	529,800
	75		476,500	530,700
	76		477,200	531,400
	77		477,600	532,200
	78		478,200	533,100
	79		478,800	534,000
	80		479,300	534,900
	81		479,900	535,700
	82		480,400	536,600
	83		480,900	537,500
	84		481,400	538,400
	85		481,800	539,200

	86		482,400	540,100
	87		482,800	541,000
	88		483,300	541,900
	89		483,800	542,700
	90		484,400	
	91		485,000	
	92		485,400	
	93		485,900	
	94		486,500	
	95		487,100	
	96		487,600	
	97		488,100	
定年前再任用短時間勤務職員		297,300	339,700	394,300

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 豊岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」に改める。

第31条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000

5	615,000
6	718,000
7	839,000

第9条第2項中「100分の165」との右に「100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の122.5」とあるのは「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第28条第2項及び第3項並びに第31条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例別表第1及び別表第2の規定又は改正後の任期付職員条例第7条第1項の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の豊岡市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市職員の給与に関する条例（第1条関係）

ア 令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の120から100分の125に改めること。また、これに伴い定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を改めること。（第28条関係）

イ 令和5年12月期の勤勉手当について、支給割合を100分の100から100分の105に改めること。また、これに伴い定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を改めること。（第31条関係）

ウ 行政職給料表及び医師職給料表について、令和5年度の給料月額を引き上げること。（別表第1、別表第2関係）

(2) 豊岡市職員の給与に関する条例（第2条関係）

ア 令和6年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の125から100分の122.5に改めること。また、これに伴い定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を改めること。（第28条関係）

イ 令和6年6月期以降の勤勉手当について、支給割合を100分の105から100分の102.5に改めること。また、これに伴い定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を改めること。（第31条関係）

(3) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）

ア 特定任期付職員の令和5年度の給料月額を引き上げること。（第7条関係）

イ 特定任期付職員の令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の165から100分の175に改めること。（第9条関係）

(4) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）

特定任期付職員の令和6年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の175から100分の170に改めること。（第9条関係）

2 附則

(1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1(2)及び1(4)の改正規定は、令和6年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 1(1)ウ及び1(3)アの給料表に係る改正規定は令和5年4月1日から、1(1)ア及びイ並びに1(3)イの手当に係る改正規定は令和5年12月1日から適用すること。（附則第2項関係）

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めること。（附則第3項、第4項関係）

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額</p>

に100分の100

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5

を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月 額						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	

に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月 額						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	

職員 以外 の 職員	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900

職員 以外 の 職員	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200

36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600

36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900

61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	

61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	

86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,300			
95		295,200	343,100	381,600			
96		295,600	343,500	381,900			
97		295,800	343,700	382,200			
98		296,100	344,100	382,500			
99		296,500	344,500	382,800			
100		296,900	344,800	383,100			
101		297,100	345,100	383,400			
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				

86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,300			
95		296,200	344,100	382,600			
96		296,600	344,500	382,900			
97		296,800	344,700	383,200			
98		297,100	345,100	383,500			
99		297,500	345,500	383,800			
100		297,900	345,800	384,100			
101		298,100	346,100	384,400			
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				

	<u>111</u>	300,300	349,200									
	<u>112</u>	300,600	349,500									
	<u>113</u>	300,800	350,000									
	<u>114</u>	301,000	350,500									
	<u>115</u>	301,300	351,000									
	<u>116</u>	301,700	351,500									
	<u>117</u>	301,900	352,000									
	<u>118</u>	302,100	352,500									
	<u>119</u>	302,400	353,000									
	<u>120</u>	302,700	353,500									
	<u>121</u>	303,100	354,000									
	<u>122</u>	303,300	354,500									
	<u>123</u>	303,600	355,000									
	<u>124</u>	303,900	355,500									
	<u>125</u>	304,200	356,000									
定年前再任用短時間勤		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800				

	<u>111</u>	301,300	350,200									
	<u>112</u>	301,600	350,500									
	<u>113</u>	301,800	351,000									
	<u>114</u>	302,000	351,500									
	<u>115</u>	302,300	352,000									
	<u>116</u>	302,700	352,500									
	<u>117</u>	302,900	353,000									
	<u>118</u>	303,100	353,500									
	<u>119</u>	303,400	354,000									
	<u>120</u>	303,700	354,500									
	<u>121</u>	304,100	355,000									
	<u>122</u>	304,300	355,500									
	<u>123</u>	304,600	356,000									
	<u>124</u>	304,900	356,500									
	<u>125</u>	305,200	357,000									
定年前再任用短時間勤		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000				

務 職 員								
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円
短時間勤務職	1	253,600	338,400	400,400
員以外の職員	2	256,100	341,400	403,300
	3	258,600	344,200	405,900
	4	261,100	347,100	408,600
	5	263,300	349,800	411,000
	6	267,100	352,800	413,300
	7	270,900	355,900	415,400
	8	274,700	358,700	417,300
	9	278,300	361,100	419,500
	10	282,300	363,700	422,200
	11	286,300	366,400	424,800
	12	290,300	369,200	427,500
	13	294,000	372,100	429,900
	14	298,000	375,600	432,400
	15	301,900	378,600	434,800

務 職 員								
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円
短時間勤務職	1	264,700	346,600	406,900
員以外の職員	2	267,200	349,600	409,600
	3	269,600	352,400	412,100
	4	272,000	355,300	414,700
	5	274,100	357,800	417,100
	6	277,600	360,800	419,100
	7	281,100	363,800	420,900
	8	284,500	366,600	422,800
	9	288,100	368,700	424,600
	10	291,600	371,200	427,300
	11	295,200	373,900	429,800
	12	298,700	376,400	432,200
	13	302,200	379,100	434,400
	14	306,100	382,500	436,900
	15	310,000	385,500	438,900

16	305,700	382,200	437,300
17	309,300	385,600	439,300
18	312,800	388,300	441,700
19	316,300	390,800	444,000
20	319,800	393,400	446,400
21	323,400	396,100	447,900
22	327,100	398,300	450,300
23	330,500	400,200	452,600
24	333,800	401,800	454,900
25	337,300	403,800	456,900
26	339,800	406,100	459,200
27	342,400	408,300	461,400
28	344,700	410,600	463,700
29	347,100	412,900	465,800
30	348,900	415,000	468,100
31	350,700	417,000	470,400
32	352,700	419,100	472,600
33	354,900	421,000	474,600
34	357,200	422,800	476,700
35	359,300	424,600	478,800
36	361,600	426,600	480,900
37	363,700	428,500	483,000
38	366,100	430,500	484,800
39	368,300	432,400	486,600
40	370,300	434,400	488,400

16	313,600	388,800	441,000
17	317,200	391,800	443,000
18	320,700	394,400	445,200
19	324,200	396,800	447,400
20	327,700	399,300	449,500
21	331,300	401,900	450,900
22	335,000	403,900	453,300
23	338,400	405,500	455,600
24	341,700	407,100	457,800
25	345,000	408,800	459,800
26	347,500	411,000	462,100
27	350,000	413,100	464,300
28	352,300	415,100	466,600
29	354,400	417,200	468,700
30	356,100	419,300	470,900
31	357,800	420,900	473,200
32	359,600	422,600	475,300
33	361,500	424,500	477,100
34	363,700	426,000	479,200
35	365,800	427,800	481,300
36	367,800	429,600	483,300
37	369,700	431,500	485,400
38	371,900	433,500	487,100
39	374,000	435,300	488,900
40	376,000	437,200	490,700

<u>41</u>	<u>372,500</u>	<u>436,200</u>	<u>490,100</u>
<u>42</u>	<u>373,500</u>	<u>438,000</u>	<u>491,900</u>
<u>43</u>	<u>374,300</u>	<u>439,700</u>	<u>493,700</u>
<u>44</u>	<u>375,000</u>	<u>441,500</u>	<u>495,500</u>
<u>45</u>	<u>376,200</u>	<u>443,300</u>	<u>497,100</u>
<u>46</u>	<u>377,600</u>	<u>445,100</u>	<u>498,800</u>
<u>47</u>	<u>379,100</u>	<u>446,900</u>	<u>500,600</u>
<u>48</u>	<u>380,600</u>	<u>448,600</u>	<u>502,400</u>
<u>49</u>	<u>381,700</u>	<u>450,400</u>	<u>504,000</u>
<u>50</u>	<u>382,700</u>	<u>452,100</u>	<u>505,300</u>
<u>51</u>	<u>383,700</u>	<u>453,900</u>	<u>506,600</u>
<u>52</u>	<u>384,500</u>	<u>455,700</u>	<u>507,900</u>
<u>53</u>	<u>385,400</u>	<u>457,600</u>	<u>508,900</u>
<u>54</u>	<u>386,300</u>	<u>458,800</u>	<u>510,200</u>
<u>55</u>	<u>387,000</u>	<u>460,000</u>	<u>511,500</u>
<u>56</u>	<u>387,900</u>	<u>461,200</u>	<u>512,800</u>
<u>57</u>	<u>388,600</u>	<u>462,400</u>	<u>513,800</u>
<u>58</u>	<u>389,500</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>
<u>59</u>	<u>390,300</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>
<u>60</u>	<u>391,100</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>
<u>61</u>	<u>391,600</u>	<u>466,200</u>	<u>517,100</u>
<u>62</u>	<u>392,100</u>	<u>466,900</u>	<u>517,900</u>
<u>63</u>	<u>392,500</u>	<u>467,600</u>	<u>518,800</u>
<u>64</u>	<u>393,000</u>	<u>468,300</u>	<u>519,600</u>
<u>65</u>	<u>393,300</u>	<u>469,000</u>	<u>520,500</u>

<u>41</u>	<u>378,000</u>	<u>439,000</u>	<u>492,300</u>
<u>42</u>	<u>378,700</u>	<u>440,700</u>	<u>494,100</u>
<u>43</u>	<u>379,300</u>	<u>442,400</u>	<u>495,900</u>
<u>44</u>	<u>380,000</u>	<u>444,200</u>	<u>497,500</u>
<u>45</u>	<u>380,900</u>	<u>446,000</u>	<u>498,900</u>
<u>46</u>	<u>382,200</u>	<u>447,800</u>	<u>500,600</u>
<u>47</u>	<u>383,500</u>	<u>449,500</u>	<u>502,400</u>
<u>48</u>	<u>384,800</u>	<u>451,200</u>	<u>504,100</u>
<u>49</u>	<u>385,600</u>	<u>452,800</u>	<u>505,600</u>
<u>50</u>	<u>386,400</u>	<u>454,500</u>	<u>506,900</u>
<u>51</u>	<u>387,200</u>	<u>456,200</u>	<u>508,200</u>
<u>52</u>	<u>387,700</u>	<u>457,900</u>	<u>509,500</u>
<u>53</u>	<u>388,500</u>	<u>459,800</u>	<u>510,500</u>
<u>54</u>	<u>389,300</u>	<u>461,000</u>	<u>511,800</u>
<u>55</u>	<u>390,000</u>	<u>462,200</u>	<u>513,100</u>
<u>56</u>	<u>390,700</u>	<u>463,400</u>	<u>514,400</u>
<u>57</u>	<u>391,400</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>
<u>58</u>	<u>392,300</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>
<u>59</u>	<u>393,000</u>	<u>466,300</u>	<u>517,000</u>
<u>60</u>	<u>393,600</u>	<u>467,100</u>	<u>517,800</u>
<u>61</u>	<u>394,100</u>	<u>467,900</u>	<u>518,700</u>
<u>62</u>	<u>394,600</u>	<u>468,600</u>	<u>519,500</u>
<u>63</u>	<u>395,000</u>	<u>469,300</u>	<u>520,400</u>
<u>64</u>	<u>395,400</u>	<u>469,900</u>	<u>521,200</u>
<u>65</u>	<u>395,700</u>	<u>470,600</u>	<u>522,100</u>

66	469,700	521,400
67	470,400	522,100
68	471,000	523,000
69	471,300	523,900
70	472,000	524,700
71	472,700	525,600
72	473,400	526,500
73	473,800	527,300
74	474,400	528,200
75	475,100	529,100
76	475,800	529,800
77	476,200	530,600
78	476,800	531,500
79	477,400	532,400
80	477,900	533,300
81	478,500	534,100
82	479,000	535,000
83	479,500	535,900
84	480,000	536,800
85	480,400	537,600
86	481,000	538,500
87	481,400	539,400
88	481,900	540,300
89	482,400	541,100
90	483,000	

66	471,300	523,000
67	471,900	523,700
68	472,500	524,600
69	472,800	525,500
70	473,400	526,300
71	474,100	527,200
72	474,800	528,100
73	475,200	528,900
74	475,800	529,800
75	476,500	530,700
76	477,200	531,400
77	477,600	532,200
78	478,200	533,100
79	478,800	534,000
80	479,300	534,900
81	479,900	535,700
82	480,400	536,600
83	480,900	537,500
84	481,400	538,400
85	481,800	539,200
86	482,400	540,100
87	482,800	541,000
88	483,300	541,900
89	483,800	542,700
90	484,400	

	91		483,600	
	92		484,000	
	93		484,500	
	94		485,100	
	95		485,700	
	96		486,300	
	97		486,800	
定年前再任用		296,200	338,600	393,000
短時間勤務職員				

備考 この表は、医師に適用する。

	91		485,000	
	92		485,400	
	93		485,900	
	94		486,500	
	95		487,100	
	96		487,600	
	97		488,100	
定年前再任用		297,300	339,700	394,300
短時間勤務職員				

備考 この表は、医師に適用する。

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100</u></p>

月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

分の102.5

_____を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75

_____を乗じて得た額の総額

3～5 略

豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）																																				
（特定任期付職員の給与に関する特例）	（特定任期付職員の給与に関する特例）																																				
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員、技能職員及び労務職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員、技能職員及び労務職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">830,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">380,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">427,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">477,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">539,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">615,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">718,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">839,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	376,000																																				
2	422,000																																				
3	472,000																																				
4	533,000																																				
5	608,000																																				
6	710,000																																				
7	830,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	380,000																																				
2	427,000																																				
3	477,000																																				
4	539,000																																				
5	615,000																																				
6	718,000																																				
7	839,000																																				
2～5 略 （給与条例の適用除外等）	2～5 略 （給与条例の適用除外等）																																				
第9条 略	第9条 略																																				
2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、	2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、																																				

給与条例第28条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と
_____する。

3～5 略

給与条例第28条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と
「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

3～5 略

豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p>

第162号議案

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

市長等の期末手当の支給割合を改定するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年豊岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例第3条第3項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）

令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の220から100分の230に改めること。（第3条関係）

(2) 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）

令和6年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の230から100分の225に改めること。（第3条関係）

2 附則

(1) この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 第1条の規定による改正後の条例第3条第3項の規定は、令和5年12月1日から適用すること。（附則第2項関係）

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>4 略</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>4 略</p>

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>4 略</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>4 略</p>

第163号議案

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第12条の2 給与条例第31条（同条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第22条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 給与条例第31条（同条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日現在において、パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を受ける場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「第15条、第17条」を「第15条」に改め、同条第2項中「第16条」の右に「及び第17条」を加える。

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 会計年度任用職員の給与の定義に勤勉手当を加えること。(第2条関係)
- (2) 給与条例の勤勉手当に関する規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用すること。(第12条の2関係)
- (3) 給与条例の勤勉手当に関する規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用すること。(第22条の2関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、所要の規定の整備を行うこと。(附則第2項、第3項関係)

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（給与）</p> <p>第2条 前条の「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び<u>期末手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条 前条の「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p> <p><u>第12条の2 給与条例第31条（同条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p><u>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p> <p><u>第22条の2 給与条例第31条（同条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日現在において、パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月</u></p>

額（日額又は時間額により報酬を受ける場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）
<p>（技能職員及び労務職員の給与の種類及び基準）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員として雇用された技能職員及び労務職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>（技能職員及び労務職員の給与の種類及び基準）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員として雇用された技能職員及び労務職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>3 略</p>

豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正後（案）
<p>（会計年度任用職員についての適用除外）</p> <p>第23条の2 第4条、第6条、第8条、第11条、第14条、<u>第15条、第17条</u>、第17条の2及び第18条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 第16条_____の規定は、任期が6月未満の会計年度任用職員には適用しない。</p>	<p>（会計年度任用職員についての適用除外）</p> <p>第23条の2 第4条、第6条、第8条、第11条、第14条、<u>第15条</u>____、第17条の2及び第18条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 第16条<u>及び第17条</u>の規定は、任期が6月未満の会計年度任用職員には適用しない。</p>

第164号議案

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

戸籍法の改正に伴い、市外に本籍を有する者への戸籍証明書等の交付、電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料を規定するため。

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例

豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。
 別表第1の6の項中「第120条第1項」の右に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表12の項から31の項までを2項ずつ繰り下げ、同表11の項中「事務」の右に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表13の項とし、同表10の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の右に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「一通につき350円」を「1通につき 350円」に改め、「1通につき」を削り、同項を同表12の項とし、同項の前に次のように加える。

11	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
----	---	--------------------------

別表第1の9の項を同表10の項とし、同表8の項中「第120条第1項」の右に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表9の項とし、同表7の項の次に次のように加える。

8	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1件につき 400円</p>
---	---	--------------------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 戸籍法の改正に伴い、手数料を徴収する事務として、市外に本籍を有する者への戸籍証明書及び除籍証明書の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報内容証明書の交付並びに届書等情報の内容を表示したものの閲覧に供する事務を加え、その手数料の額を定めること。(別表第1関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

この条例は、令和6年3月1日から施行すること。

豊岡市手数料条例新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1（第2条関係） 総務手数料関係			別表第1（第2条関係） 総務手数料関係		
手数料を徴収する事務		手数料の額	手数料を徴収する事務		手数料の額
1 ～ 5	略	略	1 ～ 5	略	略
6	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	略	6	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書 の交付	略
7	略	略	7	略	略
			8	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下こ	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

				の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
8	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	略	9	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書	略
9	略	略	10	略	略
			11	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報識別符号1件につき 700円	

			報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）		
10	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	一通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に於いて、請求により法務省令で定める様式による上条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付については、1通につき1,400円）	12	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に於いて、請求により法務省令で定める様式による上条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付については、_____1,400円）
11	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	書類1件	13	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	書類又は届書等情報の内

	て準用する場合を含む。)の規定に基づく 届書その他市長の受理した書類を閲覧に 供する事務	に つき 350円		て準用する場合を含む。)の規定に基づく 届書その他市長の受理した書類を閲覧に 供する事務又は同法第120条の6第1項の 規定に基づく届書等情報の内容を表示し たものを閲覧に供する事務	容を表示したもの1件に つき 350円
12 ～ 31	略	略		14 ～ 33	略

第165号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

地方税法の改正に伴い、納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合において、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するため。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額
(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の
被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち
当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合の当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額は、それぞれの規定により算定した額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3月前）から出産予定月の翌々月までの期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額して得た額とすること。（第21条関係）
- (2) 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、出産の予定日を明らかにすることができる書類等を添えて、必要事項を記載した届書を市長に提出しなければならないこと。（第22条の3関係）

2 附則

- (1) この条例は、令和6年1月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 改正後の条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25

年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第166号議案

令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,281,788千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,073,216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		17,347,159	227,113	17,574,272
	1. 地方交付税	17,347,159	227,113	17,574,272
16. 国庫支出金		5,680,261	785,462	6,465,723
	2. 国庫補助金	2,718,999	785,462	3,504,461
17. 県支出金		3,691,248	176,461	3,867,709
	2. 県補助金	1,674,132	71,421	1,745,553
	3. 委託金	272,888	105,040	377,928
21. 繰越金		822,851	49,752	872,603
	1. 繰越金	822,851	49,752	872,603
23. 市債		3,701,700	43,000	3,744,700
	1. 市債	3,701,700	43,000	3,744,700
歳入合計		49,791,428	1,281,788	51,073,216

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		255,255	1,649	256,904
	1. 議 会 費	255,255	1,649	256,904
2. 総 務 費		7,609,897	147,084	7,756,981
	1. 総 務 管 理 費	6,872,796	139,883	7,012,679
	2. 徴 税 費	409,264	4,527	413,791
	3. 戸籍住民基本台帳費	252,014	2,190	254,204
	4. 選 挙 費	44,152	322	44,474
	5. 統 計 調 査 費	5,686	2	5,688
	6. 監 査 委 員 費	25,985	160	26,145
3. 民 生 費		14,845,937	759,204	15,605,141
	1. 社 会 福 祉 費	4,543,201	597,427	5,140,628
	2. 老 人 福 祉 費	3,873,672	2,914	3,876,586
	3. 児 童 福 祉 費	5,454,712	158,240	5,612,952
	4. 生 活 保 護 費	974,352	623	974,975
4. 衛 生 費		4,775,465	10,193	4,785,658
	1. 保 健 衛 生 費	4,289,048	4,056	4,293,104
	2. 清 掃 費	486,417	6,137	492,554
6. 農 林 水 産 業 費		1,875,619	224,470	2,100,089
	1. 農 業 費	1,514,957	223,806	1,738,763
	2. 林 業 費	332,061	406	332,467
	3. 水 産 業 費	28,601	258	28,859
7. 商 工 費		1,186,576	104,907	1,291,483
	1. 商 工 費	1,186,576	104,907	1,291,483
8. 土 木 費		5,542,372	7,862	5,550,234
	1. 土 木 管 理 費	423,093	2,650	425,743
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	2,047,541	3,132	2,050,673
	5. 都 市 計 画 費	2,769,516	1,368	2,770,884
	6. 住 宅 費	216,680	712	217,392

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消 防 費		1,596,360	15,094	1,611,454
	1. 消 防 費	1,596,360	15,094	1,611,454
10. 教 育 費		5,613,910	11,325	5,625,235
	1. 教 育 総 務 費	772,043	3,483	775,526
	2. 小 学 校 費	658,437	665	659,102
	3. 中 学 校 費	615,111	320	615,431
	4. 幼 稚 園 費	269,078	2,773	271,851
	5. 社 会 教 育 費	1,895,295	3,502	1,898,797
	6. 保 健 体 育 費	1,403,946	582	1,404,528
歳 出 合 計		49,791,428	1,281,788	51,073,216

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3. 民 生 費	3. 児 童 福 祉 費	子 育 て 世 帯 生 活 応 援 ギ フ ト 券 支 給 事 業	143,161
6. 農 林 水 産 業 費	1. 農 業 費	基 盤 整 備 促 進 事 業	105,040
		地 籍 調 査 事 業	90,336
7. 商 工 費	1. 商 工 費	商 工 振 興 事 業	103,035
計			441,572

第 3 表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清掃施設整備事業費 〔北但ごみ処理施設〕	18,900 〔18,900〕	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり
計	18,900			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
土地改良事業費 〔内町地区〕 〔農道橋耐震化事業〕	105,700 〔 8,000 〕 〔 5,200 〕	127,000 〔 18,100 〕 〔 16,400 〕
たん水防除施設整備事業費 〔一日市排水機場〕	2,000 〔 2,000 〕	4,800 〔 4,800 〕
計	3,701,700	3,725,800

令和 5 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 (第 8 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税	17,347,159	227,113	17,574,272
16. 国庫支出金	5,680,261	785,462	6,465,723
17. 県支出金	3,691,248	176,461	3,867,709
21. 繰越金	822,851	49,752	872,603
23. 市債	3,701,700	43,000	3,744,700
歳入合計	49,791,428	1,281,788	51,073,216

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	255,255	1,649	256,904
2. 総務費	7,609,897	147,084	7,756,981
3. 民生費	14,845,937	759,204	15,605,141
4. 衛生費	4,775,465	10,193	4,785,658
6. 農林水産業費	1,875,619	224,470	2,100,089
7. 商工費	1,186,576	104,907	1,291,483
8. 土木費	5,542,372	7,862	5,550,234
9. 消防費	1,596,360	15,094	1,611,454
10. 教育費	5,613,910	11,325	5,625,235
歳出合計	49,791,428	1,281,788	51,073,216

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			1,649
1,190			145,894
742,486			16,718
	18,900		△8,707
168,616	24,100		31,754
49,631			55,276
			7,862
			15,094
			11,325
961,923	43,000	0	276,865

2. 歳 入

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	17,347,159	227,113	17,574,272
計	17,347,159	227,113	17,574,272

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
21. 地方創生臨時交付金	587,202	785,462	1,372,664
計	2,718,999	785,462	3,504,461

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	25,877	1,000	26,877
2. 民生費県補助金	805,694	6,845	812,539
5. 農林水産業費県補助金	741,871	63,576	805,447
計	1,674,132	71,421	1,745,553

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
4. 農林水産業費委託金	87,900	105,040	192,940
計	272,888	105,040	377,928

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	822,851	49,752	872,603
計	822,851	49,752	872,603

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 地方交付税		227,113	普通交付税 227,113

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 地方創生臨時交付金		785,462	地方創生臨時交付金 785,462

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 総務管理費補助金		1,000	自動録音電話機等普及促進事業費補助金 1,000
3. 児童福祉費補助金		6,845	保育施設等一時支援補助金 6,845
1. 農業費補助金		63,576	地籍調査事業費補助金 63,576

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 農業費委託金		105,040	基盤整備促進事業委託金 105,040

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 前年度繰越金		49,752	前年度繰越金 49,752

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
4. 衛生債	114,900	18,900	133,800
6. 農林水産業債	286,000	24,100	310,100
計	3,701,700	43,000	3,744,700

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
2.	清掃債	18,900	清掃施設整備事業債 北但ごみ処理施設	18,900 18,900
1.	農業債	24,100	土地改良事業債 内町地区 農道橋耐震化事業 たん水防除施設整備事業債 一日市排水機場	21,300 10,100 11,200 2,800 2,800

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	255,255	1,649	256,904				1,649
計	255,255	1,649	256,904				1,649

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	1,954,236	17,993	1,972,229				17,993
5. 財 産 管 理 費	1,337,696	117,144	1,454,840				117,144
8. 公 共 交 通 対 策 費	354,870	200	355,070	190			10
9. 環 境 政 策 推 進 費	350,390	451	350,841				451

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		258	人件費	1,649
			一般職給	258
3. 職員手当等		1,322	一般職員	258
			時間外勤務手当	10
4. 共済費		69	休日勤務手当	1
			期末手当	178
			勤勉手当	168
			議員期末手当	965
			共済組合負担金	69

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		4,303	人件費	17,993
			一般職給	4,303
3. 職員手当等		7,553	一般職員	4,303
			時間外勤務手当	170
4. 共済費		1,407	休日勤務手当	4
			夜間勤務手当	1
18. 負担金、補助及び 交付金		4,730	期末手当	4,152
			勤勉手当	3,226
			共済組合負担金	1,381
			健保、厚生年金保険料	26
			負担金	4,730
			退職手当組合	4,669
			職員互助会	61
24. 積立金		117,144	基金管理費 【財政課】	117,144
			市債管理基金積立金	117,144
3. 職員手当等		8	人件費	10
			期末手当	8
4. 共済費		2	共済組合負担金	1
			健保、厚生年金保険料	1
18. 負担金、補助及び 交付金		190	鉄道交通対策事業費 【都市整備課】	190
			負担金	190
			京都丹後鉄道	190
2. 給料		206	人件費	451
			一般職給	206
3. 職員手当等		212	一般職員	206
			時間外勤務手当	44
4. 共済費		33	期末手当	95
			勤勉手当	73

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(環境政策推進費)							
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	100,913	580	101,493				580
11. 情報管理費	365,195	315	365,510				315
13. 城崎振興局費	40,299	1,815	42,114				1,815
21. 交通安全対策費	9,091	61	9,152				61
22. 但馬空港利用促進費	97,791	11	97,802				11
24. 諸費	25,080	1,000	26,080	1,000			
32. 地域コミュニティ推進費	541,813	313	542,126				313
計	6,872,796	139,883	7,012,679	1,190			138,693

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			共済組合負担金	31
			健保、厚生年金保険料	2
2. 給料		232	人件費	580
			一般職給	232
3. 職員手当等		298	一般職員	232
			時間外勤務手当	42
4. 共済費		50	休日勤務手当	1
			期末手当	137
			勤勉手当	118
			共済組合負担金	49
			健保、厚生年金保険料	1
2. 給料		127	人件費	315
			一般職給	127
3. 職員手当等		158	一般職員	127
			時間外勤務手当	5
4. 共済費		30	期末手当	84
			勤勉手当	69
			共済組合負担金	29
			健保、厚生年金保険料	1
12. 委託料		1,815	庁舎管理費 【城崎地域振興課】	1,815
			投資委託料	1,815
			実施設計	
2. 給料		12	人件費	61
			一般職給	12
3. 職員手当等		41	一般職員	12
			時間外勤務手当	1
4. 共済費		8	期末手当	20
			勤勉手当	20
			共済組合負担金	8
3. 職員手当等		9	人件費	11
			期末手当	9
4. 共済費		2	共済組合負担金	1
			健保、厚生年金保険料	1
18. 負担金、補助及び交付金		1,000	防犯対策事業費 【生活環境課】	1,000
			補助金	1,000
			自動録音機能付電話機等購入事業費	1,000
3. 職員手当等		270	人件費	313
			時間外勤務手当	7
4. 共済費		43	期末手当	263
			共済組合負担金	17
			健保、厚生年金保険料	26

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	279,827	4,527	284,354				4,527
計	409,264	4,527	413,791				4,527

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	252,014	2,190	254,204				2,190
計	252,014	2,190	254,204				2,190

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	15,240	183	15,423				183
8. 県議会議員選挙費	28,912	139	29,051				139

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		2,097	人件費	4,527
			一般職給	2,097
3. 職員手当等		2,045	一般職員	2,097
			時間外勤務手当	73
4. 共済費		385	休日勤務手当	1
			期末手当	1,071
			勤勉手当	900
			共済組合負担金	377
			健保、厚生年金保険料	8

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		887	人件費	2,190
			一般職給	887
3. 職員手当等		1,096	一般職員	887
			時間外勤務手当	35
4. 共済費		207	期末手当	603
			勤勉手当	458
			共済組合負担金	198
			健保、厚生年金保険料	9

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		66	人件費	183
			一般職給	66
3. 職員手当等		98	一般職員	66
			時間外勤務手当	1
4. 共済費		19	期末手当	50
			勤勉手当	47
			共済組合負担金	19
3. 職員手当等		139	人件費	139
			時間外勤務手当	139

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	44,152	322	44,474				322

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 統計調査総務費	405	2	407				2
計	5,686	2	5,688				2

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	25,985	160	26,145				160
計	25,985	160	26,145				160

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,422,067	597,340	2,019,407	592,480			4,860

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	2	人件費 2 時間外勤務手当 2

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	28	人件費 160 一般職給 28
3. 職員手当等	109	一般職員 28 時間外勤務手当 1
4. 共済費	23	期末手当 64 勤勉手当 44 共済組合負担金 21 健保、厚生年金保険料 2

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	1,354	人件費 3,428 一般職給 1,354
3. 職員手当等	1,741	一般職員 1,354 時間外勤務手当 48
4. 共済費	333	休日勤務手当 1

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会福祉総務費)							
8. 隣保館費	14,302	43	14,345				43
9. 国民年金事務費	3,967	13	3,980				13
10. 医療費助成事業費	392,552	19	392,571				19
15. 障害者総合支援事業費	2,433,117	12	2,433,129				12
計	4,543,201	597,427	5,140,628	592,480			4,947

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費	581	期末手当	913	
		勤勉手当	779	
11. 役員費	3,457	共済組合負担金	328	
		健保、厚生年金保険料	5	
12. 委託料	7,373	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金【国 保・年金課】	1,350	
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	1,350	
13. 使用料及び賃借料	69	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金【健 康増進課】	82	
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	82	
18. 負担金、補助及び 交付金	581,000	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費【社 会福祉課】	592,480	
		消耗品費	83	
		印刷製本費	399	
		修繕料	99	
		通信運搬費	2,544	
		手数料	913	
		業務委託料	7,373	
		システム改修業務		
		給付金支給業務		
		用品借上料	69	
		交付金	581,000	
		価格高騰緊急支援給付金	581,000	
3. 職員手当等	36	人件費	43	
		期末手当	36	
4. 共済費	7	共済組合負担金	3	
		健保、厚生年金保険料	4	
3. 職員手当等	11	人件費	13	
		時間外勤務手当	2	
4. 共済費	2	期末手当	9	
		共済組合負担金	1	
		健保、厚生年金保険料	1	
3. 職員手当等	19	人件費	19	
		時間外勤務手当	19	
3. 職員手当等	10	人件費	12	
		期末手当	10	
4. 共済費	2	共済組合負担金	1	
		健保、厚生年金保険料	1	

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,088,156	2,914	3,091,070				2,914
計	3,873,672	2,914	3,876,586				2,914

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,798,926	145,311	1,944,237	143,301			2,010
2. 放課後児童クラブ 運営費	320,560	1,049	321,609	540			509

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		199	人件費	421
			一般職給	199
3. 職員手当等		188	一般職員	199
			時間外勤務手当	15
4. 共済費		34	期末手当	95
			勤勉手当	78
27. 繰出金		2,493	共済組合負担金	33
			健保、厚生年金保険料	1
			介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】	2,338
			介護保険事業特別会計繰出金	2,338
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【国保・年金課】	155
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金	155

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		599	人件費	3,322
			会計年度任用職員報酬	599
2. 給料		663	パートタイム職員	599
			一般職給	663
3. 職員手当等		1,671	一般職員	663
			通勤手当	80
4. 共済費		389	時間外勤務手当	22
			休日勤務手当	1
11. 役務費		3,419	期末手当	934
			勤勉手当	634
12. 委託料		138,570	共済組合負担金	264
			健保、厚生年金保険料	115
			学校共済組合負担金	10
			子育て世帯生活応援ギフト券支給事業費 【こども未来課】	141,989
			通信運搬費	3,419
			業務委託料	138,570
			子育て世帯生活応援ギフト券調達・封かん業務	
3. 職員手当等		440	人件費	509
			期末手当	440
4. 共済費		69	共済組合負担金	27
			健保、厚生年金保険料	42
18. 負担金、補助及び交付金		540	放課後児童健全育成事業費 【幼児育成課】	540
			交付金	540
			物価高騰対策支援金	540

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 私立保育所費	2,650,334	6,165	2,656,499	6,165			
5. 公立保育所費	656,502	5,501	662,003				5,501
6. 母子・父子福祉費	28,390	214	28,604				214
計	5,454,712	158,240	5,612,952	150,006			8,234

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	49,975	623	50,598				623
計	974,352	623	974,975				623

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		6,165	私立保育園等振興事業費 【幼児育成課】 交付金 物価高騰対策支援金	6,165 6,165 6,165
2. 給料		2,091	人件費	5,501
3. 職員手当等		2,879	一般職給 一般職員 時間外勤務手当	2,091 2,091 61
4. 共済費		531	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料 学校共済組合負担金	1,800 1,018 236 32 263
2. 給料		85	人件費	214
3. 職員手当等		108	一般職給 一般職員 時間外勤務手当	85 85 2
4. 共済費		21	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	59 47 20 1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		271	人件費	623
3. 職員手当等		299	一般職給 一般職員 時間外勤務手当	271 271 32
4. 共済費		53	休日勤務手当 期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	1 147 119 51 2

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	437,970	3,471	441,441				3,471
3. 予 防 費	298,276	18	298,294				18
4. 環 境 衛 生 費	20,930	2	20,932				2
9. 診 療 所 費	95,382	565	95,947				565
計	4,289,048	4,056	4,293,104				4,056

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 清掃総務費	33,830	382	34,212				382
2. 塵芥処理費	424,284	5,755	430,039		18,900		△13,145
計	486,417	6,137	492,554		18,900		△12,763

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		1,258	人件費	3,471
			一般職給	1,258
3. 職員手当等		1,860	一般職員	1,258
			時間外勤務手当	44
4. 共済費		353	期末手当	993
			勤勉手当	823
			共済組合負担金	342
			健保、厚生年金保険料	11
3. 職員手当等		15	人件費	18
			期末手当	15
4. 共済費		3	共済組合負担金	1
			健保、厚生年金保険料	2
3. 職員手当等		2	人件費	2
			時間外勤務手当	2
27. 繰出金		565	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】	565
			診療所事業特別会計繰出金	565

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		122	人件費	382
			一般職給	122
3. 職員手当等		216	一般職員	122
			時間外勤務手当	1
4. 共済費		44	期末手当	111
			勤勉手当	104
			共済組合負担金	44
18. 負担金、補助及び交付金		5,755	塵芥処理事業費 【生活環境課】	5,755
			負担金	5,755
			北但行政事務組合	5,755

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 農業委員会費	66,919	481	67,400				481
2. 農業総務費	161,685	2,388	164,073				2,388
5. 農 地 費	593,597	218,116	811,713	168,616	21,300		28,200

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	179	人件費	481	
3. 職員手当等	252	一般職給	179	
4. 共済費	50	一般職員	179	
		時間外勤務手当	4	
		休日勤務手当	1	
		期末手当	131	
		勤勉手当	116	
		共済組合負担金	49	
		健保、厚生年金保険料	1	
2. 給料	1,081	人件費	2,388	
3. 職員手当等	1,104	一般職給	1,081	
4. 共済費	203	一般職員	1,081	
		時間外勤務手当	62	
		休日勤務手当	8	
		期末手当	577	
		勤勉手当	457	
		共済組合負担金	199	
		健保、厚生年金保険料	4	
2. 給料	543	人件費	1,440	
3. 職員手当等	756	一般職給	543	
4. 共済費	141	一般職員	543	
		時間外勤務手当	37	
7. 報償費	1,526	期末手当	395	
		勤勉手当	324	
8. 旅費	325	共済組合負担金	136	
		健保、厚生年金保険料	5	
10. 需用費	1,065	基盤整備促進事業費 【農林水産課】	126,340	
		整備工事費	105,040	
11. 役務費	375	内町地区		
		負担金	21,300	
12. 委託料	86,471	農地整備事業費	10,100	
		基幹農道整備事業費	11,200	
13. 使用料及び賃借料	543	地籍調査事業費 【地籍調査課】	90,336	
		報償金	1,526	
14. 工事請負費	105,040	普通旅費	325	
		消耗品費	545	
17. 備品購入費	31	燃料費	135	
		印刷製本費	20	
18. 負担金、補助及び交付金	21,300	修繕料	365	
		通信運搬費	270	
		保険料	105	
		保守点検委託料	317	
		CADシステム保守点検		
		地籍調査事務支援システム保守点検		
		業務委託料	86,154	
		地籍調査業務		
		自動車借上料	457	
		OA機器借上料	82	
		通行料	4	
		事業用備品	31	

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7. たん水防除施設費	10,552	2,821	13,373		2,800		21
計	1,514,957	223,806	1,738,763	168,616	24,100		31,090

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 林業総務費	36,574	406	36,980				406
計	332,061	406	332,467				406

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 水産業総務費	17,816	258	18,074				258
計	28,601	258	28,859				258

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		2,821	ポンプ場管理費 【農林水産課】	2,821
			負担金	2,821
			一日市排水機場改修事業費	2,821

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		145	人件費	406
			一般職給	145
3. 職員手当等		223	一般職員	145
			時間外勤務手当	32
4. 共済費		38	休日勤務手当	2
			期末手当	98
			勤勉手当	91
			共済組合負担金	38

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		127	人件費	258
			一般職給	127
3. 職員手当等		110	一般職員	127
			時間外勤務手当	4
4. 共済費		21	期末手当	56
			勤勉手当	50
			共済組合負担金	21

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	102,205	1,059	103,264				1,059
2. 商工振興費	775,045	103,050	878,095	49,631			53,419
3. 消費者行政推進費	20,516	105	20,621				105
4. 特産振興費	33,301	2	33,303				2
5. 観光費	143,766	691	144,457				691
計	1,186,576	104,907	1,291,483	49,631			55,276

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	458	人件費	1,059	
3. 職員手当等	504	一般職給	458	
4. 共済費	97	一般職員	458	
		時間外勤務手当	12	
		休日勤務手当	1	
		期末手当	266	
		勤勉手当	225	
		共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	95 2	
1. 報酬	1,796	人件費	3,050	
3. 職員手当等	841	会計年度任用職員報酬	1,796	
		パートタイム職員	1,796	
4. 共済費	413	通勤手当	154	
		時間外勤務手当	5	
18. 負担金、補助及び 交付金	100,000	期末手当	375	
		勤勉手当	307	
		共済組合負担金	165	
		健保、厚生年金保険料	248	
		商工振興事業費 【環境経済課】 補助金	100,000 100,000	
		中小企業者省エネリフォーム支援事業費	100,000	
2. 給料	13	人件費	105	
3. 職員手当等	77	一般職給	13	
		一般職員	13	
4. 共済費	15	期末手当	54	
		勤勉手当	23	
		共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	12 3	
3. 職員手当等	2	人件費	2	
		時間外勤務手当	2	
2. 給料	279	人件費	691	
3. 職員手当等	354	一般職給	279	
		一般職員	279	
4. 共済費	58	時間外勤務手当	56	
		休日勤務手当	1	
		期末手当	163	
		勤勉手当	134	
		共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	56 2	

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	266,613	2,351	268,964				2,351
4. 排水機樋門管理費	111,819	299	112,118				299
計	423,093	2,650	425,743				2,650

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	111,147	2,015	113,162				2,015
3. 道路新設改良費	145,265	1,115	146,380				1,115
4. 雪害対策費	712,507	2	712,509				2
計	2,047,541	3,132	2,050,673				3,132

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	780	人件費	2,351	
3. 職員手当等	1,316	一般職給	780	
4. 共済費	255	一般職員	780	
		時間外勤務手当	34	
		期末手当	681	
		勤勉手当	601	
		共済組合負担金	250	
		健保、厚生年金保険料	5	
2. 給料	96	人件費	299	
3. 職員手当等	172	一般職給	96	
4. 共済費	31	一般職員	96	
		時間外勤務手当	15	
		期末手当	93	
		勤勉手当	64	
		共済組合負担金	28	
		健保、厚生年金保険料	3	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	893	人件費	2,015	
3. 職員手当等	970	一般職給	893	
4. 共済費	152	一般職員	893	
		時間外勤務手当	192	
		期末手当	408	
		勤勉手当	370	
		共済組合負担金	152	
2. 給料	521	人件費	1,115	
3. 職員手当等	506	一般職給	521	
4. 共済費	88	一般職員	521	
		時間外勤務手当	56	
		休日勤務手当	1	
		期末手当	236	
		勤勉手当	213	
		共済組合負担金	88	
3. 職員手当等	2	人件費	2	
		時間外勤務手当	2	

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	161,920	1,368	163,288				1,368
計	2,769,516	1,368	2,770,884				1,368

(款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	216,680	712	217,392				712
計	216,680	712	217,392				712

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,054,582	14,435	1,069,017				14,435

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	476	人件費	1,368	
		一般職給	476	
3. 職員手当等	748	一般職員	476	
		時間外勤務手当	20	
4. 共済費	144	休日勤務手当	1	
		期末手当	380	
		勤勉手当	347	
		共済組合負担金	143	
		健保、厚生年金保険料	1	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	230	人件費	712	
		一般職給	230	
3. 職員手当等	404	一般職員	230	
		時間外勤務手当	9	
4. 共済費	78	期末手当	216	
		勤勉手当	179	
		共済組合負担金	75	
		健保、厚生年金保険料	3	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	5,954	人件費	14,435	
		一般職給	5,954	
3. 職員手当等	7,217	一般職員	5,954	
		時間外勤務手当	274	
4. 共済費	1,264	休日勤務手当	354	
		夜間勤務手当	156	
		期末手当	3,368	
		勤勉手当	3,065	
		共済組合負担金	1,263	
		健保、厚生年金保険料	1	

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 非常備消防費	395,967	606	396,573				606
5. 災害対策費	62,312	53	62,365				53
計	1,596,360	15,094	1,611,454				15,094

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	307,840	2,757	310,597				2,757
4. 教育研修センター費	10,306	21	10,327				21
5. 学校振興費	271,461	176	271,637				176
6. 特別支援教育費	161,012	529	161,541				529
計	772,043	3,483	775,526				3,483

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		174	人件費	606
			一般職給	174
3. 職員手当等		364	一般職員	174
			時間外勤務手当	23
4. 共済費		68	期末手当	177
			勤勉手当	164
			共済組合負担金	68
3. 職員手当等		53	人件費	53
			時間外勤務手当	52
			休日勤務手当	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		768	人件費	2,757
			一般職給	768
3. 職員手当等		1,679	一般職員	768
			時間外勤務手当	60
4. 共済費		310	休日勤務手当	4
			期末手当	913
			勤勉手当	702
			共済組合負担金	233
			健保、厚生年金保険料	9
			学校共済組合負担金	68
3. 職員手当等		17	人件費	21
			期末手当	17
4. 共済費		4	共済組合負担金	2
			健保、厚生年金保険料	2
3. 職員手当等		151	人件費	176
			時間外勤務手当	1
4. 共済費		25	期末手当	150
			共済組合負担金	6
			健保、厚生年金保険料	15
			学校共済組合負担金	4
3. 職員手当等		457	人件費	529
			期末手当	457
4. 共済費		72	健保、厚生年金保険料	45
			学校共済組合負担金	27

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	527,040	665	527,705				665
計	658,437	665	659,102				665

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	269,673	320	269,993				320
計	615,111	320	615,431				320

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	269,078	2,773	271,851				2,773

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
2. 給料		84	人件費	665
			一般職給	84
3. 職員手当等		491	一般職員	84
			時間外勤務手当	1
4. 共済費		90	期末手当	355
			勤勉手当	135
			共済組合負担金	56
			健保、厚生年金保険料	21
			学校共済組合負担金	13

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
2. 給料		36	人件費	320
			一般職給	36
3. 職員手当等		240	一般職員	36
			時間外勤務手当	1
4. 共済費		44	期末手当	185
			勤勉手当	54
			共済組合負担金	23
			健保、厚生年金保険料	13
			学校共済組合負担金	8

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
2. 給料		994	人件費	2,773
			一般職給	994
3. 職員手当等		1,502	一般職員	994
			時間外勤務手当	50
4. 共済費		277	休日勤務手当	1
			期末手当	806
			勤勉手当	645
			健保、厚生年金保険料	6
			学校共済組合負担金	271

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	269,078	2,773	271,851				2,773

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	183,934	1,971	185,905				1,971
2. 人権教育費	7,762	13	7,775				13
3. 文化財保護費	73,985	212	74,197				212
4. 青少年教育費	17,870	1	17,871				1
6. 図書館費	160,794	721	161,515				721
7. 市民会館等管理費	84,359	372	84,731				372

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	744	人件費 1,971 一般職給 744
3. 職員手当等	1,028	一般職員 744 時間外勤務手当 16
4. 共済費	199	休日勤務手当 1 期末手当 547 勤勉手当 464 共済組合負担金 193 健保、厚生年金保険料 6
3. 職員手当等	13	人件費 13 時間外勤務手当 12 休日勤務手当 1
2. 給料	61	人件費 212 一般職給 61
3. 職員手当等	126	一般職員 61 時間外勤務手当 3
4. 共済費	25	期末手当 76 勤勉手当 47 共済組合負担金 22 健保、厚生年金保険料 3
3. 職員手当等	1	人件費 1 時間外勤務手当 1
2. 給料	154	人件費 721 一般職給 154
3. 職員手当等	477	一般職員 154 時間外勤務手当 3
4. 共済費	90	期末手当 317 勤勉手当 157 共済組合負担金 75 健保、厚生年金保険料 15
2. 給料	88	人件費 372 一般職給 88
3. 職員手当等	238	一般職員 88 時間外勤務手当 4
4. 共済費	46	期末手当 148 勤勉手当 86

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(市民会館等管理費)							
8. 市民会館等自主事業費	19,318	1	19,319				1
9. 博物館等管理費	134,366	198	134,564				198
14. 資料館費	11,545	13	11,558				13
計	1,895,295	3,502	1,898,797				3,502

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	49,920	287	50,207				287
7. 学校給食共同調理所費	336,673	295	336,968				295
計	1,403,946	582	1,404,528				582

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			共済組合負担金	40
			健保、厚生年金保険料	6
3. 職員手当等		1	人件費	1
			時間外勤務手当	1
2. 給料		12	人件費	198
			一般職給	12
3. 職員手当等		158	一般職員	12
			時間外勤務手当	4
4. 共済費		28	期末手当	131
			勤勉手当	23
			共済組合負担金	17
			健保、厚生年金保険料	11
3. 職員手当等		11	人件費	13
			時間外勤務手当	1
4. 共済費		2	期末手当	10
			共済組合負担金	1
			健保、厚生年金保険料	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		98	人件費	287
			一般職給	98
3. 職員手当等		159	一般職員	98
			時間外勤務手当	10
4. 共済費		30	期末手当	82
			勤勉手当	67
			共済組合負担金	29
			健保、厚生年金保険料	1
2. 給料		52	人件費	295
			一般職給	52
3. 職員手当等		203	一般職員	52
			時間外勤務手当	2
4. 共済費		40	期末手当	111
			勤勉手当	90
			共済組合負担金	38
			健保、厚生年金保険料	2

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その 他の 手当 (千円)				計 (千円)	
補正後	長 等	4		34,680	14,957 (4.5月分)		49,637	9,142	58,779	
	議 員	23	100,692		43,424 (4.5月分)		144,116	32,262	176,378	
	その他の 特別職	2,718	152,979				152,979	405	153,384	
	計	2,745	253,671	34,680	58,381		346,732	41,809	388,541	
補正前	長 等	4		34,680	14,624 (4.4月分)		49,304	9,123	58,427	
	議 員	23	100,692		42,459 (4.4月分)		143,151	32,262	175,413	
	その他の 特別職	2,718	152,979				152,979	405	153,384	
	計	2,745	253,671	34,680	57,083		345,434	41,790	387,224	
比 較	長 等	0	0	0	333	0	333	19	352	
	議 員	0	0	0	965	0	965	0	965	
	その他の 特別職	0	0	0	0		0	0	0	
	計	0	0	0	1,298		1,298	19	1,317	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(904) 827	1,197,327	2,983,719	2,045,984	6,227,030	1,207,092	7,434,122	
補正前	(904) 827	1,194,932	2,954,420	2,001,500	6,150,852	1,198,594	7,349,446	
比 較	(0) 0	2,395	29,299	44,484	76,178	8,498	84,676	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	98,960	41,928	111,141	912	16,199
	補正前	98,960	41,928	110,907	912	16,199
	比 較	0	0	234	0	0
職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	217,314	37,407	11,627	87,844	700
	補正前	215,475	37,020	11,470	87,844	700
	比 較	1,839	387	157	0	0
職員手当 の内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	861,377	512,985	47,590		
	補正前	837,435	495,060	47,590		
	比 較	23,942	17,925	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(783)		2,885,293	1,788,286	4,673,579	957,482	5,631,061	
補 正 前	(783)		2,855,994	1,749,261	4,605,255	950,267	5,555,522	
比 較	(0)		29,299	39,025	68,324	7,215	75,539	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	98,960	41,928	64,513	912	16,199
	補 正 前	98,960	41,928	64,513	912	16,199
	比 較	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	217,314	37,407	11,627	87,844	700
	補 正 前	215,475	37,020	11,470	87,844	700
	比 較	1,839	387	157	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	650,768	512,524	47,590		
	補 正 前	631,590	495,060	47,590		
	比 較	19,178	17,464	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(904) 44	1,197,327	98,426	257,698	1,553,451	249,610	1,803,061	
補 正 前	(904) 44	1,194,932	98,426	252,239	1,545,597	248,327	1,793,924	
比 較	(0) 0	2,395	0	5,459	7,854	1,283	9,137	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			46,628		
	補 正 前			46,394		
	比 較			234		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	210,609	461			
	補 正 前	205,845	0			
	比 較	4,764	461			

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	30,150,527	28,032,518	3,820,700	43,000
(3) 衛 生	5,285,633	4,702,731	114,900	18,900
(4) 農 林 水 産	1,018,090	1,081,794	299,900	24,100
合 計	46,189,535	42,953,190	4,178,600	43,000

(単位 千円)

増減見込み		当該年度末現在高見込額		
見込額	当該年度中 元金償還見 込額	補正前の額	補正額	補正後の額
3,863,700	4,326,094	27,527,124	43,000	27,570,124
133,800	682,822	4,134,809	18,900	4,153,709
324,000	95,133	1,286,561	24,100	1,310,661
4,221,600	5,920,100	41,211,690	43,000	41,254,690

歳入補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
12	地 方 交 付 税	17,347,159	227,113	17,574,272
16	国 庫 支 出 金	5,680,261	785,462	6,465,723
17	県 支 出 金	3,691,248	176,461	3,867,709
21	繰 越 金	822,851	49,752	872,603
23	市 債	3,701,700	43,000	3,744,700
歳 入 合 計		49,791,428	1,281,788	51,073,216

(単位 千円)

主 な 内 容			
普通交付税	227,113		
地方創生臨時交付金	785,462		
自動録音電話機等普及促進事業費	1,000	保育施設等一時支援	6,845
地籍調査事業費	63,576	基盤整備促進事業委託金	105,040
前年度繰越金	49,752		
清掃施設整備事業債	18,900	土地改良事業債	21,300
たん水防除施設整備事業債	2,800		

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	255,255	1,649	256,904
2	総 務 費	7,609,897	147,084	7,756,981
3	民 生 費	14,845,937	759,204	15,605,141
4	衛 生 費	4,775,465	10,193	4,785,658
6	農 林 水 産 業 費	1,875,619	224,470	2,100,089
7	商 工 費	1,186,576	104,907	1,291,483
8	土 木 費	5,542,372	7,862	5,550,234
9	消 防 費	1,596,360	15,094	1,611,454
10	教 育 費	5,613,910	11,325	5,625,235
歳 出 合 計		49,791,428	1,281,788	51,073,216

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	1,649		
人件費	26,935	基金管理費	117,144
鉄道交通対策事業費	190	庁舎管理費(城崎)	1,815
防犯対策事業費	1,000		
人件費	14,105	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)繰出金	1,350
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰出金	82	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費	592,480
介護保険事業特別会計繰出金	2,338	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	155
子育て世帯生活応援ギフト券支給事業費	141,989	放課後児童健全育成事業費	540
私立保育園等振興事業費	6,165		
人件費	3,873	診療所事業特別会計繰出金	565
塵芥処理事業費	5,755		
人件費	4,973	基盤整備促進事業費	126,340
地籍調査事業費	90,336	ポンプ場管理費	2,821
人件費	4,907	商工振興事業費	100,000
人件費	7,862		
人件費	15,094		
人件費	11,325		

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,448,603	2,395	1,450,998
2	給 料	2,989,100	29,299	3,018,399
3	職 員 手 当 等	2,058,583	45,782	2,104,365
4	共 済 費	1,240,384	8,517	1,248,901
7	報 償 費	210,394	1,526	211,920
8	旅 費	61,209	325	61,534
10	需 用 費	1,783,497	1,646	1,785,143
11	役 務 費	409,432	7,251	416,683
12	委 託 料	4,706,225	234,229	4,940,454
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	326,415	612	327,027
14	工 事 請 負 費	4,253,740	105,040	4,358,780
17	備 品 購 入 費	360,529	31	360,560
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	11,457,106	723,501	12,180,607
24	積 立 金	1,134,488	117,144	1,251,632
27	繰 出 金	2,828,941	4,490	2,833,431
歳 出 合 計		49,791,428	1,281,788	51,073,216

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,173,666	90,489	8,264,155
2	物 件 費	6,859,743	242,388	7,102,131
3	維 持 補 修 費	246,798	20	246,818
5	補 助 費 等	10,526,744	676,292	11,203,036
6	普 通 建 設 事 業 費	5,519,779	150,965	5,670,744
(1)	補 助 事 業 費	1,500,948	129,161	1,630,109
(2)	単 独 事 業 費	4,017,331	21,804	4,039,135
10	積 立 金	1,134,488	117,144	1,251,632
13	繰 出 金	2,828,941	4,490	2,833,431
歳 出 合 計		49,791,428	1,281,788	51,073,216

一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	庁舎管理費(城崎)	1,815	0	0	0	1,815
小計		1,815	0	0	0	1,815
衛生費	塵芥処理事業費	19,989	0	18,900	0	1,089
小計		19,989	0	18,900	0	1,089
農林水産業費	基盤整備促進事業費	126,340	105,040	21,300	0	0
	ポンプ場管理費	2,821	0	2,800	0	21
小計		129,161	105,040	24,100	0	21
合計		150,965	105,040	43,000	0	2,925

一般会計地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共事業等債 (充当率100%)	土地改良事業	農地整備事業(内町地区)	10,100
		農道橋耐震化事業	11,200
	たん水防除施設整備事業	一日市排水機場整備事業	2,800
小計			24,100
合併特例事業債 (充当率95%)	清掃施設整備事業	北但ごみ処理施設	18,900
小計			18,900
合計			43,000

第167号議案

令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第3号）

令和5年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,900,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,387,789	169	1,387,958
	1. 国民健康保険税	1,387,789	169	1,387,958
6. 繰入金		852,018	1,350	853,368
	1. 他会計繰入金	671,889	1,350	673,239
歳入合計		8,898,680	1,519	8,900,199

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		134,056	1,298	135,354
	1. 総 務 管 理 費	124,755	1,298	126,053
8. 保 健 事 業 費		123,518	221	123,739
	1. 保 健 事 業 費	23,015	52	23,067
	2. 特定健康診査等事業費	100,503	169	100,672
歳 出 合 計		8,898,680	1,519	8,900,199

令和 5 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算 (第 3 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,387,789	169	1,387,958
6. 繰入金	852,018	1,350	853,368
歳入合計	8,898,680	1,519	8,900,199

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	134,056	1,298	135,354
8. 保健事業費	123,518	221	123,739
歳出合計	8,898,680	1,519	8,900,199

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		1,298	
		52	169
0	0	1,350	169

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,387,319	169	1,387,488
計	1,387,789	169	1,387,958

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	671,889	1,350	673,239
計	671,889	1,350	673,239

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 医療給付費分現年課税	169	医療給付費	169

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 職員給与費等繰入金	1,350	職員給与費等繰入金	1,350

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	124,755	1,298	126,053			1,298	
計	124,755	1,298	126,053			1,298	

(款) 8. 保健事業費

(項) 1. 保健事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保 健 衛 生 普 及 費	23,015	52	23,067			52	
計	23,015	52	23,067			52	

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	100,503	169	100,672				169
計	100,503	169	100,672				169

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	437	人件費	1,298
		一般職給	437
3. 職員手当等	656	一般職員	437
		時間外勤務手当	27
4. 共済費	125	期末手当	332
		勤勉手当	297
18. 負担金、補助及び交付金	80	共済組合負担金	124
		健保、厚生年金保険料	1
		負担金	80
		退職手当組合	78
		職員互助会	2

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等	44	人件費	52
		期末手当	44
4. 共済費	8	共済組合負担金	3
		健保、厚生年金保険料	5

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	37	人件費	169
		一般職給	37
3. 職員手当等	110	一般職員	37
		時間外勤務手当	2
4. 共済費	22	期末手当	67
		勤勉手当	41
		共済組合負担金	19
		健保、厚生年金保険料	3

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(12) 16	19,584	57,452	35,175	112,211	23,147	135,358	
補正前	(12) 16	19,584	56,978	34,365	110,927	22,992	133,919	
比 較	(0) 0	0	474	810	1,284	155	1,439	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,689	392	1,847		19
	補正前	1,689	392	1,847		19
	比 較	0	0	0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	2,830			1,004	
	補正前	2,801			1,004	
	比 較	29			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	16,551	10,183	660		
	補正前	16,108	9,845	660		
	比 較	443	338	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 16		57,452	30,705	88,157	19,259	107,416	
補正前	() 16		56,978	29,971	86,949	19,119	106,068	
比 較	() 0		474	734	1,208	140	1,348	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,689	392	1,067		19
	補正前	1,689	392	1,067		19
	比 較	0	0	0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	2,830			1,004	
	補正前	2,801			1,004	
	比 較	29			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	12,861	10,183	660		
	補正前	12,494	9,845	660		
	比 較	367	338	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(12)	19,584		4,470	24,054	3,888	27,942	
補 正 前	(12)	19,584		4,394	23,978	3,873	27,851	
比 較	(0)	0		76	76	15	91	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			780		
	補 正 前			780		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	3,690				
	補 正 前	3,614				
	比 較	76				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	474	給与改定に伴う増減分	474	474 千円 全会計の平均改定率 1.01 %	給与改定実施時期 R5.4.1
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	810	制度改正に伴う増減分	810	時間外勤務手当の増額分 29 千円 期末手当の増額分 443 千円 勤勉手当の増額分 338 千円	給与改定による増 給与改定による増 期末手当(年間) 0.05月分増 給与改定による増 勤勉手当(年間) 0.05月分増

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(2.2)	(2.3)	(4.5)	有	
補 正 前	(2.2)	(2.2)	(4.4)	有	
比 較	(0)	(0.1)	(0.1)		

第168号議案

令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第3号）

令和5年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		18,029	82	18,111
	1. 他会計繰入金	18,029	82	18,111
歳入合計		79,939	82	80,021

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		40,997	82	41,079
	1. 総 務 管 理 費	40,997	82	41,079
歳 出 合 計		79,939	82	80,021

令和 5 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(直診勘定)補正予算 (第 3 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金	18,029	82	18,111
歳入合計	79,939	82	80,021

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	40,997	82	41,079
歳出合計	79,939	82	80,021

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			82
0	0	0	82

2. 歳 入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	16,529	82	16,611
計	18,029	82	18,111

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 一般会計繰入金	82	一般会計繰入金	82

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	40,997	82	41,079				82
計	40,997	82	41,079				82

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	67	人件費 82 期末手当 67
4. 共済費	15	共済組合負担金 15

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5)		15,936	13,600	29,536	3,696	33,232	
補正前	(5)		15,936	13,533	29,469	3,681	33,150	
比 較	(0)		0	67	67	15	82	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			363		9,754
	補正前			363		9,754
	比 較			0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	228				
	補正前	228				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,255				
	補正前	3,188				
	比 較	67				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0)		0	0	0	0	0	
補正前	(0)		0	0	0	0	0	
比 較	(0)		0	0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後					
	補正前					
	比 較					

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(5)		15,936	13,600	29,536	3,696	33,232	
補 正 前	(5)		15,936	13,533	29,469	3,681	33,150	
比 較	(0)		0	67	67	15	82	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			363		9,754
	補 正 前			363		9,754
	比 較			0		0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	228				
	補 正 前	228				
	比 較	0				
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	3,255				
	補 正 前	3,188				
	比 較	67				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	67	制度改正に伴う増減分	67	期末手当の増額分 67千円	期末手当(年間) 0.05月分増

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 制 上 の 段 階、職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)			
補 正 後	(2.2)	(2.3)	(4.5)	有	
補 正 前	(2.2)	(2.2)	(4.4)	有	
比 較	(0)	(0.1)	(0.1)		

第169号議案

令和5年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

令和5年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,400,669千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		335,133	155	335,288
	1. 一般会計繰入金	335,133	155	335,288
歳入合計		1,400,514	155	1,400,669

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		31,338	155	31,493
	1. 総 務 管 理 費	28,692	155	28,847
歳 出	合 計	1,400,514	155	1,400,669

令和5年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第3号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	335,133	155	335,288
歳入合計	1,400,514	155	1,400,669

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	31,338	155	31,493
歳出合計	1,400,514	155	1,400,669

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		155	
0	0	155	0

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3. その他一般会計繰入金	16,983	155	17,138
計	335,133	155	335,288

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 職員給与費等繰入金	155	職員給与費等繰入金	155

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	28,692	155	28,847			155	
計	28,692	155	28,847			155	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	44	人件費	155	
		一般職給	44	
3. 職員手当等	85	一般職員	44	
		時間外勤務手当	3	
4. 共済費	17	期末手当	45	
		勤勉手当	37	
18. 負担金、補助及び交付金	9	共済組合負担金	16	
		健保、厚生年金保険料	1	
		負担金	9	
		退職手当組合	8	
		職員互助会	1	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2) 2	2,538	6,582	4,076	13,196	2,841	16,037	
補正前	(2) 2	2,538	6,538	3,991	13,067	2,824	15,891	
比 較	(0) 0	0	44	85	129	17	146	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	0	336	262		8
	補正前	0	336	262		8
	比 較	0	0	0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	706				
	補正前	703				
	比 較	3				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,763	1,001	0		
	補正前	1,718	964	0		
	比 較	45	37	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2) 2		6,582	3,346	9,928	2,266	12,194	
補正前	(2) 2		6,538	3,270	9,808	2,251	12,059	
比 較	(0) 0		44	76	120	15	135	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	0	336	137		8
	補正前	0	336	137		8
	比 較	0	0	0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	706				
	補正前	703				
	比 較	3				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,158	1,001	0		
	補正前	1,122	964	0		
	比 較	36	37	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2)	2,538		730	3,268	575	3,843	
補 正 前	(2)	2,538		721	3,259	573	3,832	
比 較	(0)	0		9	9	2	11	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			125		
	補 正 前			125		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	605				
	補 正 前	596				
	比 較	9				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	44	給与改定に伴う増減分	44	44 千円 全会計の平均改定率 1.01 %	給与改定実施時期 R5.4.1
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	85	制度改正に伴う増減分	85	時間外勤務手当の増額分 3 千円 期末手当の増額分 45 千円 勤勉手当の増額分 37 千円	給与改定による増 給与改定による増 期末手当(年間) 0.05月分増 給与改定による増 勤勉手当(年間) 0.05月分増

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(2.2)	(2.3)	(4.5)	有	
補 正 前	(2.2)	(2.2)	(4.4)	有	
比 較	(0)	(0.1)	(0.1)		

第170号議案

令和5年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和5年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,828,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰 入 金		1,794,501	2,338	1,796,839
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,680,590	2,338	1,682,928
歳 入 合 計		10,826,275	2,338	10,828,613

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		303,246	1,952	305,198
	1. 総 務 管 理 費	254,689	1,952	256,641
3. 地 域 支 援 事 業 費		670,961	386	671,347
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	38,612	148	38,760
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	220,087	238	220,325
歳 出 合 計		10,826,275	2,338	10,828,613

令和5年度豊岡市介護保険事業特別会計
補正予算（第3号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	1,794,501	2,338	1,796,839
歳入合計	10,826,275	2,338	10,828,613

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	303,246	1,952	305,198
3. 地域支援事業費	670,961	386	671,347
歳出合計	10,826,275	2,338	10,828,613

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		1,952	
		386	
0	0	2,338	0

2. 歳 入

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	57,706	148	57,854
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	42,735	238	42,973
5. その他一般会計繰入金	306,539	1,952	308,491
計	1,680,590	2,338	1,682,928

(単位 千円)

節		金額	説 明
区 分			
1. 現 年 度 分	148	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	148
1. 現 年 度 分	238	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	238
1. 職員給与費等繰入金	1,952	職員給与費等繰入金	1,952

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	253,813	1,952	255,765			1,952	
計	254,689	1,952	256,641			1,952	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般介護予防事業費	38,612	148	38,760			148	
計	38,612	148	38,760			148	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 任 意 事 業 費	40,983	82	41,065			82	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	592	人件費	1,952	
3. 職員手当等	1,060	一般職給	592	
4. 共済費	191	一般職員	592	
18. 負担金、補助及び交付金	109	時間外勤務手当	43	
		休日勤務手当	1	
		期末手当	660	
		勤勉手当	356	
		共済組合負担金	164	
		健保、厚生年金保険料	27	
		負担金	109	
		退職手当組合	107	
		職員互助会	2	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	27	人件費	148	
3. 職員手当等	100	一般職給	27	
4. 共済費	21	一般職員	27	
		時間外勤務手当	1	
		期末手当	59	
		勤勉手当	40	
		共済組合負担金	19	
		健保、厚生年金保険料	2	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	29	人件費	82	
3. 職員手当等	44	一般職給	29	
4. 共済費	9	一般職員	29	
		期末手当	23	
		勤勉手当	21	
		共済組合負担金	9	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 在宅医療・介護連携推進事業費	3,305	2	3,307			2	
6. 生活支援体制整備事業費	29,831	72	29,903			72	
7. 認知症総合支援事業費	15,106	81	15,187			81	
9. 地域ケア会議推進事業費	176	1	177			1	
計	220,087	238	220,325			238	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		2	人件費 時間外勤務手当	2 2
2. 給料		14	人件費	72
			一般職給	14
3. 職員手当等		49	一般職員 時間外勤務手当	14 3
4. 共済費		9	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	24 22 9
2. 給料		26	人件費	81
			一般職給	26
3. 職員手当等		46	一般職員 時間外勤務手当	26 2
4. 共済費		9	休日勤務手当 期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	1 22 21 9
3. 職員手当等		1	人件費 時間外勤務手当	1 1

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(75) 21	78,821	78,972	64,743	222,536	41,568	264,104	
補正前	(75) 21	78,821	78,284	63,441	220,546	41,329	261,875	
比 較	(0) 0	0	688	1,302	1,990	239	2,229	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,331	1,211	4,470		
	補正前	2,331	1,211	4,470		
	比 較	0	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	8,242			1,329	
	補正前	8,188			1,329	
	比 較	54			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	31,393	13,782	1,985		
	補正前	30,605	13,322	1,985		
	比 較	788	460	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 21		78,972	48,322	127,294	26,308	153,602	
補正前	() 21		78,284	47,313	125,597	26,118	151,715	
比 較	() 0		688	1,009	1,697	190	1,887	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,331	1,211	2,182		
	補正前	2,331	1,211	2,182		
	比 較	0	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	8,242			1,329	
	補正前	8,188			1,329	
	比 較	54			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	17,260	13,782	1,985		
	補正前	16,765	13,322	1,985		
	比 較	495	460	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(75)	78,821		16,421	95,242	15,260	110,502	
補 正 前	(75)	78,821		16,128	94,949	15,211	110,160	
比 較	(0)	0		293	293	49	342	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			2,288		
	補 正 前			2,288		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	14,133				
	補 正 前	13,840				
	比 較	293				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	688	給与改定に伴う増減分	688	全会計の平均改定率 688 千円 1.01 %	給与改定実施時期 R5.4.1
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	1,302	制度改正に伴う増減分	1,302	時間外勤務手当の増額分 54 千円 期末手当の増額分 788 千円 勤勉手当の増額分 460 千円	給与改定による増 給与改定による増 期末手当(年間) 0.05月分増 給与改定による増 勤勉手当(年間) 0.05月分増

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(2.2)	(2.3)	(4.5)	有	
補 正 前	(2.2)	(2.2)	(4.4)	有	
比 較	(0)	(0.1)	(0.1)		

第171号議案

令和5年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第3号)

令和5年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入		20,887	8	20,895
	7. 繰入金	10,224	8	10,232
2. 森本診療所収入		86,430	250	86,680
	7. 繰入金	30,318	250	30,568
3. 神鍋診療所収入		68,875	184	69,059
	7. 繰入金	21,699	184	21,883
4. 高橋診療所収入		74,281	123	74,404
	7. 繰入金	29,301	123	29,424
歳入合計		296,831	565	297,396

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所費		20,787	8	20,795
	1. 総 務 費	17,512	8	17,520
2. 森本診療所費		86,330	250	86,580
	1. 総 務 費	48,573	250	48,823
3. 神鍋診療所費		68,775	184	68,959
	1. 総 務 費	43,463	184	43,647
4. 高橋診療所費		74,181	123	74,304
	1. 総 務 費	41,332	123	41,455
歳 出 合 計		296,831	565	297,396

令和5年度豊岡市診療所事業特別会計
補正予算（第3号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入	20,887	8	20,895
2. 森本診療所収入	86,430	250	86,680
3. 神鍋診療所収入	68,875	184	69,059
4. 高橋診療所収入	74,281	123	74,404
歳入合計	296,831	565	297,396

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所費	20,787	8	20,795
2. 森本診療所費	86,330	250	86,580
3. 神鍋診療所費	68,775	184	68,959
4. 高橋診療所費	74,181	123	74,304
歳出合計	296,831	565	297,396

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			8
			250
			184
			123
0	0	0	565

2. 歳 入

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	10,224	8	10,232
計	10,224	8	10,232

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	30,318	250	30,568
計	30,318	250	30,568

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	21,699	184	21,883
計	21,699	184	21,883

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	29,301	123	29,424
計	29,301	123	29,424

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	8	一般会計繰入金	8

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	250	一般会計繰入金	250

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	184	一般会計繰入金	184

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	123	一般会計繰入金	123

3. 歳 出

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	17,512	8	17,520				8
計	17,512	8	17,520				8

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	48,573	250	48,823				250
計	48,573	250	48,823				250

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	43,463	184	43,647				184
計	43,463	184	43,647				184

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		8	人件費 期末手当	8 8

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		48	人件費 一般職給	250 48
3. 職員手当等		160	一般職員 時間外勤務手当	48 1
4. 共済費		33	期末手当 勤勉手当	86 73
18. 負担金、補助及び交付金		9	共済組合負担金 負担金 退職手当組合 職員互助会	33 9 8 1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		32	人件費 一般職給	184 32
3. 職員手当等		130	一般職員 期末手当	32 76
4. 共済費		16	勤勉手当 共済組合負担金	54 16
18. 負担金、補助及び交付金		6	負担金 退職手当組合 職員互助会	6 5 1

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	41,332	123	41,455				123
計	41,332	123	41,455				123

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2.	給料	20	人件費	123
			一般職給	20
3.	職員手当等	81	一般職員	20
			期末手当	48
4.	共済費	18	勤勉手当	33
			共済組合負担金	18
18.	負担金、補助及び交付金	4	負担金	4
			退職手当組合	3
			職員互助会	1

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(13) 12	8,992	45,748	50,611	105,351	15,389	120,740	
補正前	(13) 12	8,992	45,648	50,232	104,872	15,322	120,194	
比 較	0 0	0	100	379	479	67	546	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	291		1,294		30,251
	補正前	291		1,294		30,251
	比 較	0		0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	394			2,265	
	補正前	393			2,265	
	比 較	1			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	10,354	5,762			
	補正前	10,136	5,602			
	比 較	218	160			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 6		31,239	46,485	77,724	11,237	88,961	
補正前	() 6		31,139	46,167	77,306	11,185	88,491	
比 較	() 0		100	318	418	52	470	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	291		576		30,251
	補正前	291		576		30,251
	比 較	0		0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	394			2,265	
	補正前	393			2,265	
	比 較	1			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	6,946	5,762			
	補正前	6,789	5,602			
	比 較	157	160			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(13) 6	8,992	14,509	4,126	27,627	4,152	31,779	
補 正 前	(13) 6	8,992	14,509	4,065	27,566	4,137	31,703	
比 較	(0) 0	0	0	61	61	15	76	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			718		
	補 正 前			718		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	3,408				
	補 正 前	3,347				
	比 較	61				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	100	給与改定に伴う増減分	100	全会計の平均改定率 100 千円 1.01 %	給与改定実施時期 R5. 4. 1
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	379	制度改正に伴う増減分	379	時間外勤務手当の増額分 1 千円 期末手当の増額分 218 千円 勤勉手当の増額分 160 千円	給与改定による増 給与改定による増 期末手当(年間) 0.05月分増 給与改定による増 勤勉手当(年間) 0.05月分増

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	() 2.2	() 2.3	() 4.5	有	
補 正 前	() 2.2	() 2.2	() 4.4	有	
比 較	() 0	() 0.1	() 0.1		

第172号議案

令和5年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,464,393 千円	485 千円	1,464,878 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 水道事業費用	2,203,411 千円	1,513 千円	2,204,924 千円
第1項 営業費用	1,982,781 千円	1,513 千円	1,984,294 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,547,953千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額115,116千円、過年度分損益勘定留保資金312,373千円、当年度分損益勘定留保資金1,012,888千円及び建設改良積立金107,576千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,548,438千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額115,116千円、過年度分損益勘定留保資金312,373千円、当年度分損益勘定留保資金1,012,888千円及び建設改良積立金108,061千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 資本的支出	2,452,226 千円	485 千円	2,452,711 千円
第1項 建設改良費	1,469,182 千円	485 千円	1,469,667 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	149,656 千円	1,888 千円	151,544 千円

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和5年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第3号) に関する説明書

令和5年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,203,411	1,513	2,204,924			
1 営業費用	1,982,781	1,513	1,984,294			
05 原水及び浄水費	327,837	210	328,047			
				002 給料	84	一般職員
				003 手当	105	時間外勤務 1 手当 期末手当 54 勤勉手当 50
				004 法定福利費	21	共済組合負担金
10 配水及び給水費	198,483	585	199,068			
				002 給料	254	一般職員
				003 手当	278	時間外勤務 11 手当 期末手当 138 勤勉手当 129
				004 法定福利費	53	共済組合負担金
20 総係費	182,683	718	183,401			
				002 給料	220	一般職員
				003 手当	327	時間外勤務 23 手当 期末手当 150 期末手当 12 (会計年度任用職員) 勤勉手当 142
				004 法定福利費	61	共済組合負担金 58 共済組合負担金 1 (会計年度任用職員) 社会(健保・厚 2 年)保険料
				005 厚生福利費	110	兵庫県退職手当 108 組合負担金 職員互助会負担 2 金

資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	2,452,226	485	2,452,711			
1 建設改良費	1,469,182	485	1,469,667			
05 配水施設費	1,464,393	485	1,464,878			
				002 給料	138	一般職員
				003 手当	292	時間外勤務 14 手当 期末手当 145 勤勉手当 133
				004 法定福利費	55	共済組合負担金

令和5年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	236,708
	減価償却費	1,126,428
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	728
	長期前受金戻入額	△ 259,541
	受取利息及び受取配当金	△ 1,000
	支払利息	146,136
	固定資産除却損	146,000
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 18,810
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 43,199
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 2,228
	小計	1,331,222
	利息及び配当金の受取額	1,000
	利息の支払額	△ 146,136
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,186,086
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,110,413
	有形固定資産の売却による収入	2
	国庫補助金等による収入	115,963
	負担金による収入	49,199
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,945,249
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	659,600
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 983,044
	他会計からの出資による収入	144,682
	豊岡市奨学基金への支出	△ 300
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 179,062
	資金増加額	△ 938,225
	資金期首残高	3,532,809
	資金期末残高	2,594,584

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 17	89	56,289	29,959	86,337	18,129	104,466
	資本勘定 支弁職員		() 6		24,101	14,729	38,830	8,248	47,078
	合 計	10	() 23	89	80,390	44,688	125,167	26,377	151,544
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 17	89	55,731	29,249	85,069	17,994	103,063
	資本勘定 支弁職員		() 6		23,963	14,437	38,400	8,193	46,593
	合 計	10	() 23	89	79,694	43,686	123,469	26,187	149,656
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	558	710	1,268	135	1,403
	資本勘定 支弁職員		() 0		138	292	430	55	485
	合 計	0	() 0	0	696	1,002	1,698	190	1,888

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,352	941	1,512			6,243
	補正前	2,352	941	1,512			6,194
	比 較	0	0	0			49
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,329	17,408	13,503	1,400	
	補正前		1,329	16,909	13,049	1,400	
	比 較		0	499	454	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 14	89	52,011	29,181	81,281	17,267	98,548
	資本勘定 支弁職員		() 6		24,101	14,729	38,830	8,248	47,078
	合 計	10	() 20	89	76,112	43,910	120,111	25,515	145,626
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 14	89	51,453	28,483	80,025	17,135	97,160
	資本勘定 支弁職員		() 6		23,963	14,437	38,400	8,193	46,593
	合 計	10	() 20	89	75,416	42,920	118,425	25,328	143,753
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	558	698	1,256	132	1,388
	資本勘定 支弁職員		() 0		138	292	430	55	485
	合 計	0	() 0	0	696	990	1,686	187	1,873

() 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,352	941	1,317			6,243
	補正前	2,352	941	1,317			6,194
	比 較	0	0	0			49
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,329	16,825	13,503	1,400	
	補正前		1,329	16,338	13,049	1,400	
	比 較		0	487	454	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	3		4,278	778	5,056	862	5,918
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	3		4,278	778	5,056	862	5,918
補正前	損益勘定 支弁職員	3		4,278	766	5,044	859	5,903
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	3		4,278	766	5,044	859	5,903
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	12	12	3	15
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	0		0	12	12	3	15

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			195			
	補正前			195			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			583			
	補正前			571			
	比 較			12			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		給与改定に伴う増減分			
給 料	696	給与改定に伴う増減分	696	全会計の平均改定率 696 千円 1.01 %	給与改定実施時期 R5.4.1
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	1,002	制度改正に伴う増減分	1,002	時間外勤務手当の増額分 49 千円 期末手当の増額分 499 千円 勤勉手当の増額分 454 千円	給与改定による増 給与改定による増 支給月数0.05月分増 給与改定による増 支給月数0.05月分増

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	() 2.2	() 2.3	() 4.5	有	
補正前	() 2.2	() 2.2	() 4.4	有	
比 較	() 0	() 0.1	() 0.1		

令和5年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和6年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		696,202	
ロ 建 物	2,000,690		
減価償却累計額	<u>△ 1,035,378</u>	965,312	
ハ 構 築 物	34,578,017		
減価償却累計額	<u>△ 17,419,212</u>	17,158,805	
ニ 機 械 及 び 装 置	9,947,735		
減価償却累計額	<u>△ 7,148,112</u>	2,799,623	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	19,023		
減価償却累計額	<u>△ 18,072</u>	951	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	99,902		
減価償却累計額	<u>△ 85,822</u>	14,080	
ト 建 設 仮 勘 定		1,170,809	
有形固定資産合計			22,805,782

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		2,268	
ロ その他無形固定資産		172,876	
無形固定資産合計			<u>175,144</u>

固定資産合計 22,980,926

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		2,594,584	
(2) 未収金	410,203		
貸倒引当金	<u>△ 11,142</u>	399,061	
(3) 貯蔵品		22,284	
(4) 前払金		958	
(5) その他流動資産		61	
流動資産合計			<u>3,016,948</u>

資産合計 25,997,874

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	8,769,416		
企業債合計		8,769,416	
固定負債合計			8,769,416
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	997,678		
企業債合計		997,678	
(2) 未払金		286,307	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	9,195		
ロ 法定福利費引当金	1,769		
引当金合計		10,964	
(4) その他流動負債		3,403	
流動負債合計			1,298,352
5 繰延収益			
長期前受金		11,804,365	
収益化累計額		△ 6,986,400	
繰延収益合計			4,817,965
負債合計			14,885,733

資本の部

6 資本金			7,822,527
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	18,564		
ロ 国庫(県)補助金	52,302		
ハ 一般会計補助金	2,816		
ニ 工事負担金	75,532		
ホ その他資本剰余金	161,627		
資本剰余金合計		310,841	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	141,940		
ロ 資産維持積立金	866,600		
ハ 当年度未処分利益剰余金	1,970,233		
利益剰余金合計		2,978,773	
剰余金合計			3,289,614
資本合計			11,112,141
負債資本合計			25,997,874

令和5年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
管渠施設事業費	812,537 千円	337 千円	812,874 千円
処理場施設事業費	1,623,096 千円	230 千円	1,623,326 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 下水道事業費用	4,849,321 千円	1,390 千円	4,850,711 千円
第1項 営業費用	4,377,469 千円	1,390 千円	4,378,859 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,532,559千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105,381千円、当年度分損益勘定留保資金1,797,118千円、減債積立金630,060千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,533,126千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105,381千円、当年度分損益勘定留保資金1,797,118千円、減債積立金 630,627千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	6,147,921 千円	567 千円	6,148,488 千円
第1項 建設改良費	2,435,633 千円	567 千円	2,436,200 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	133,527 千円	1,839 千円	135,366 千円

令和5年12月14日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和5年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第2号)に関する説明書

令和5年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	4,849,321	1,390	4,850,711			
1 営業費用	4,377,469	1,390	4,378,859			
05 管渠費	211,256	315	211,571			
010 給料				156	一般職員 3人	
015 手当等				132	期末手当	68
					勤勉手当	64
020 法定福利費				27	共済組合負担金	
10 ポンプ場費	30,259	214	30,473			
010 給料				131	一般職員 1人	
015 手当等				69	期末手当	37
					勤勉手当	32
020 法定福利費				14	共済組合負担金	
15 処理場費	827,289	269	827,558			
010 給料				134	一般職員 2人	
015 手当等				113	期末手当	59
					勤勉手当	54
020 法定福利費				22	共済組合負担金	
25 総係費	136,388	592	136,980			
010 給料				113	一般職員 6人	
015 手当等				302	時間外勤務手当	7
					期末手当	155
					勤勉手当	140
020 法定福利費				59	共済組合負担金等	
025 厚生福利費				118	兵庫県退職手当組 合負担金	116
					職員互助会負担金	2

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	6,147,921	567	6,148,488			
1 建設改良費	2,435,633	567	2,436,200			
05 管渠施設事業 費	812,537	337	812,874			
010 給料				153	一般職員 3人	
015 手当等				155	時間外勤務手当	6
					期末手当	82
					勤勉手当	67
020 法定福利費				29	共済組合負担金等	
15 処理場施設事 業費	1,623,096	230	1,623,326			
010 給料				61	一般職員 3人	
015 手当等				141	時間外勤務手当	5
					期末手当	71
					勤勉手当	65
020 法定福利費				28	共済組合負担金	

令和5年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	677,856
減価償却費	3,154,895
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	662
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,502
長期前受金戻入額	△ 1,375,159
受取利息及び受取配当金	△ 15
支払利息	463,788
固定資産除却損	17,381
未収金の増減額 (△は増加)	△ 12,945
未払金の増減額 (△は減少)	59,057
小計	2,982,018
利息及び配当金の受取額	15
利息の支払額	△ 463,788
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,518,245

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,405,339
有形固定資産の売却による収入	2
無形固定資産の取得による支出	△ 8,182
国庫補助金等による収入	1,751,240
他会計補助金による収入	6,050
負担金等による収入	501
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,655,728

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,918,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,712,288
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 793,488

資金増加額	69,029
資金期首残高	2,975,442
資金期末残高	3,044,471

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 13	96	47,741	25,032	72,869	15,679	88,548
	資本勘定 支弁職員		() 7		24,576	14,382	38,958	7,860	46,818
	合 計	10	() 20	96	72,317	39,414	111,827	23,539	135,366
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 13	96	47,207	24,416	71,719	15,557	87,276
	資本勘定 支弁職員		() 7		24,362	14,086	38,448	7,803	46,251
	合 計	10	() 20	96	71,569	38,502	110,167	23,360	133,527
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	534	616	1,150	122	1,272
	資本勘定 支弁職員		() 0		214	296	510	57	567
	合 計	0	() 0	0	748	912	1,660	179	1,839

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,111	1,002	1,633		4	3,154
	補正前	2,111	1,002	1,633		4	3,136
	比 較	0	0	0		0	18
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,812	15,787	12,231	1,680	
	補正前		1,812	15,315	11,809	1,680	
	比 較		0	472	422	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 12	96	45,945	24,640	70,681	15,271	85,952
	資本勘定 支弁職員		() 6		22,648	13,747	36,395	7,453	43,848
	合 計	10	() 18	96	68,593	38,387	107,076	22,724	129,800
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 12	96	45,411	24,032	69,539	15,151	84,690
	資本勘定 支弁職員		() 6		22,434	13,460	35,894	7,398	43,292
	合 計	10	() 18	96	67,845	37,492	105,433	22,549	127,982
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	534	608	1,142	120	1,262
	資本勘定 支弁職員		() 0		214	287	501	55	556
	合 計	0	() 0	0	748	895	1,643	175	1,818

() 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,111	1,002	1,369		4	3,154
	補正前	2,111	1,002	1,369		4	3,136
	比 較	0	0	0		0	18
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,812	15,024	12,231	1,680	
	補正前		1,812	14,569	11,809	1,680	
	比 較		0	455	422	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1		1,796	392	2,188	408	2,596
	資本勘定 支弁職員	1		1,928	635	2,563	407	2,970
	合 計	2		3,724	1,027	4,751	815	5,566
補正前	損益勘定 支弁職員	1		1,796	384	2,180	406	2,586
	資本勘定 支弁職員	1		1,928	626	2,554	405	2,959
	合 計	2		3,724	1,010	4,734	811	5,545
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	8	8	2	10
	資本勘定 支弁職員	0		0	9	9	2	11
	合 計	0		0	17	17	4	21

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			264			
	補正前			264			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			763			
	補正前			746			
	比 較			17			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		給与改定に伴う増減分			
給 料	748	給与改定に伴う増減分	748	全会計の平均改定率 748 千円 1.01 %	給与改定実施時期 R5.4.1
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	912	制度改正に伴う増減分	912	時間外勤務手当の増額分 18 千円 期末手当の増額分 472 千円 勤勉手当の増額分 422 千円	給与改定による増 支給月数0.05月分増 給与改定による増 支給月数0.05月分増

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	() 2.2	() 2.3	() 4.5	有	
補正前	() 2.2	() 2.2	() 4.4	有	
比 較	() 0	() 0.1	() 0.1		

令和5年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和6年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,930,290
ロ 立木		41,477
ハ 建物	8,382,976	
減価償却累計額	<u>△ 3,421,775</u>	4,961,201
ニ 建物附属設備	1,145,665	
減価償却累計額	<u>△ 1,106,150</u>	39,515
ホ 構築物	105,944,614	
減価償却累計額	<u>△ 44,556,088</u>	61,388,526
ヘ 機械及び装置	32,511,961	
減価償却累計額	<u>△ 21,035,341</u>	11,476,620
ト 車両及び運搬具	8,490	
減価償却累計額	<u>△ 8,072</u>	418
チ 工具器具及び備品	67,697	
減価償却累計額	<u>△ 60,790</u>	6,907
リ 建設仮勘定		<u>2,562,350</u>

有形固定資産合計 83,407,304

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		3,300
ロ その他無形固定資産		<u>8,823</u>

無形固定資産合計 12,123

固定資産合計 83,419,427

2 流動資産

(1) 現金預金 3,044,471

(2) 未収金 361,012

貸倒引当金 △ 10,573 350,439

(3) その他流動資産 78

流動資産合計 3,394,988

資産合計

86,814,415

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>36,638,307</u>		
	企業債合計		36,638,307	
(2)	引当金			
	イ 修繕引当金	<u>27,792</u>		
	引当金合計		<u>27,792</u>	
	固定負債合計			36,666,099
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,730,077</u>		
	企業債合計		3,730,077	
(2)	未払金		1,118,795	
(3)	預り金		5,861	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	9,331		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,834</u>		
	引当金合計		<u>11,165</u>	
	流動負債合計			4,865,898
5	繰延収益			
	長期前受金		63,374,606	
	収益化累計額		<u>△ 30,708,743</u>	
	繰延収益合計			<u>32,665,863</u>
	負債合計			74,197,860

資本の部

6	資本金			9,430,376
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 国庫（県）補助金	803,924		
	ロ 他会計補助金	36,865		
	ハ 受益者負担金（分担金）	<u>77,821</u>		
	資本剰余金合計		918,610	
(2)	利益剰余金			
	イ 減債積立金	948,821		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,318,748</u>		
	利益剰余金合計		<u>2,267,569</u>	
	剰余金合計			<u>3,186,179</u>
	資本合計			<u>12,616,555</u>
	負債資本合計			<u>86,814,415</u>

注記

I セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：千円）

項目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	コミュニティ ・プラント	合計
営業収益	1,242,362	397,307	26,148	3,758	1,544	2,568	2,137	1,675,824
営業費用	2,349,533	1,197,558	599,932	39,017	24,720	14,901	55,882	4,281,543
営業損益	△ 1,107,171	△ 800,251	△ 573,784	△ 35,259	△ 23,176	△ 12,333	△ 53,745	△ 2,605,719
経常損益	507,455	174,371	454	9	9	73	91	682,462
セグメント資産	43,638,143	26,160,121	14,260,874	767,003	321,417	132,704	1,534,153	86,814,415
セグメント負債	38,727,724	22,967,977	11,044,176	625,939	178,155	121,793	532,096	74,197,860
その他の項目								
他会計繰入金	1,266,334	746,594	461,393	17,226	19,901	7,619	1,190	2,520,257
減価償却費	1,708,422	867,194	482,075	26,209	13,141	7,206	50,648	3,154,895
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	3,130	842	454	9	9	73	91	4,608
固定資産増加額	1,462,772	689,807	9,091	57,273	0	0	0	2,218,943

